

令和5年度第5回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録	
日 時	令和6年2月20日（火）午前10時00分～午前10時45分
開催場所	横浜市庁舎18階 さくら14会議室
出席者	石塚会長、上野委員、大西委員、才原委員、藤井委員
欠席者	白石委員、松行委員
開催形態	公開（傍聴者4人）
議 題	<p>1 審議事項 「（仮称）イオンスタイル高田西」新設計画について</p> <p>2 その他（報告） 住民等から意見書等の提出がない変更届出の処理状況について</p>
決定事項	1 「（仮称）イオンスタイル高田西」新設計画について、事務局の通知案のうち付帯事項を一部修正する。
議 事	<p>開 会</p> <p>○石塚会長 それでは、これから令和5年度第5回横浜市大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。皆様、お忙しい中、御出席ありがとうございます。 初めに、委員の出席状況と会議の公開について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>○事務局 本日の審議会の委員の出席状況についてですが、委員総数7名中5名の委員が御出席されており、本審議会条例第6条第2項の規定により、会議開催の定足数に達していることを御報告いたします。 次に、審議会の公開についてですが、本審議会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条の規定により、公開で行われることを御報告いたします。また、傍聴の皆様申し上げます。傍聴の皆様は、この会議の中で発言や写真撮影、録音等はできませんので、よろしくお願いいたします。</p> <p>○石塚会長 それでは、議事に移らせていただきますが、議事進行は、本審議会条例第5条第3項の規定により、会長である私が務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。 まず、今回の会議録についてですが、次回の審議会開催までおおむね2か月以上の期間を要することが判明している場合、事前に会議録確認者を定め、確認者からの確認書提出をもって公表することとしております。次回開催の予定について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>○事務局 現在の届出状況から考えますと、次回の開催はおおむね2か月以上になる見込みです。また、前回、第4回の会議録についても、会議録作成に時間を要し</p>

ており、事前の確認ができておりませんので、今回、第4回、第5回の会議録確認者の確認をお願いいたします。

○石塚会長

それでは、議長を除く出席委員の中から、会議録確認者は大西委員をお願いいたします。

○大西委員

承知しました。

議 題

1 審議事項

「(仮称)イオンスタイル高田西」新設計画

○石塚会長

次に議題1、審議事項の「(仮称)イオンスタイル高田西」新設計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

※「(仮称)イオンスタイル高田西」新設計画について説明

以上を踏まえ、本案件に対し、法第8条第4項に基づく本市意見を有しないものと判断します。なお、以下について付帯事項とします。

「開店後の交通環境について調査を行い、その結果を報告してください。店舗周辺の道路環境を踏まえ、来店車両に対し歩行者への安全配慮を周知するとともに、交通渋滞等が生じる場合は、交通誘導員の配置など必要な対策を講じてください。」2点目として、「店舗周辺には、多くの住宅が立地しているため、来退店車両が住宅地に進入、通過することで生活環境が悪化することがないよう、必要な対策を講じてください。」最後になります。「開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」以上のような通知案を考えております。

○石塚会長

それでは、ただいまの新設計画について、御質問・御意見などございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。才原委員、お願いいたします。

○才原委員

今回、側道があることによって大きな迂回は避けることができたのですが、その代わりに、側道の出入りがかなり心配だということですね。重々検討してこれが最善ということになっているようですので仕方ないとは思いますが、いざ始まって渋滞が発生したときに、もはや現実的に取る手が無いのではないかと

という気もしますが、やれることがあるとしたら、どういうことがまだやれるのかというのを教えていただければと思います。

○事務局

側道の出入口に関して渋滞した場合の対応の方法ですが、まずは交通誘導員を配置して、車列が万が一、敷地の外まで出てくるような、側道まで連なるようなことがありましたら、適宜流すことや、進入しないような形で誘導するなどが考えられます。

○才原委員

要は満車だから入れませんよ、というような誘導をするということでしょうか。

○事務局

そういうことが考えられると思います。

○才原委員

車を出すときに宮内新横浜線の車を止めて無理やり出すみたいな、ガソリンスタンドでやっているようなことはできないですね。

○事務局

交通を止めるわけにはいかないのですが、ただ、満車であるということを知らせ、入庫を控えてもらう、車列に加わるのを控えてもらうという方法が考えられると思います。

○才原委員

分かりました。

○事務局

今回の計画では、道路からの出入りを複数設けることで分散させることが交通の緩和につながるということがあります。その計画の中で、人的に誘導員を配置したり、場合によっては、今回2か所入口がありますので、道路の交通状況を見ながら事業者の方で調整するなど、柔軟な対応はあると思います。

○石塚会長

ほかに御意見・御質問がありましたらお願いします。大西委員、お願いします。

○大西委員

4つほど質問とコメントです。最初の2つが質問で、残りの2つがコメントということになります。

まず、教えていただきたいのが通知案の1つ目の文章で、「来店車両に対し歩行者への安全配慮を周知」と書かれていますが、ここは意図的に退店を抜いたのか、退店を含めなかった意図がもしあれば教えていただきたいというのがまず1点目です。

2点目ですが、第1回の説明会で、「側道は一方通行でなく、事故も多い」

ということで周辺の住民の方が認知されているということですが、もし御存じであれば、どういった事故が多いのかによって大分対策も変わると思っていますので、どういった事故が起こっているのか教えてください。

3点目と4点目がコメントになりますので、これは私の意見ということになります。3点目、C方面から来られた方は、朝の時間帯で退店経路が変わるということですが、確かに15台だけで、特に早朝の時間ですので、あまりインパクトは大きくないかもしれませんが、出入口自体も変わってしまうので、この辺の周知はしっかり行わないと、毎回使っている退店の経路と、出口が違うということになると、出てしまった車が住宅地などに入る可能性も出てきますので、周知はしっかりしていただきたいというのが3点目です。

4点目については、宮内新横浜線のアンダーパスのところで、住民の方から、ピーク時の来店車両149台がスムーズに入庫できなければ、住宅からの出入りに問題があるという話もあったと思います。また、退店車両も128台と比較的多く、これが本道に脇道から合流することになると、ピーク時にはありますが、混雑することが考えられます。警備員を繁忙時や開業時は設定されるということもあったと思いますが、場合によっては退店する際に出入口を変えるという選択を利用者に促すこともあると思います。スムーズに退店できるということも重要かと思しますので、この辺もしっかりと、既に付帯事項で書いていただいていますので大丈夫だと思いますが、コメントとしてつけたいと思います。

○事務局

まず、1点目の付帯事項の1つ目について、「来店車両に対し歩行者への安全配慮を周知するとともに」というところになります。想定としましては、東側の側道から来店についてで、説明会などの意見でもありました、側道を使う住宅であるとか、側道に入る角のところに学習塾があり子供も多いということで、どこを通る来店車両に対して歩行者への安全配慮ということで来店車両としています。退店の場合はこちらの方は通さない計画としていますので、特に来店車両に対し歩行者への安全配慮という意図で、このような書き方をしています。

○大西委員

ありがとうございます。今、御説明されたのは出入口②のほうかと思えます。第1回の説明会で、出入口①についても歩道をまたいで入出庫ということが住民の方から懸念されていると思ひまして、そうした場だと、入出庫ですので、来店だけではなく退店も含めるのかなと個人的には思ったのですが、よろしければまたこの辺を御検討いただければと思います。よろしく願いします。

○事務局

はい。検討いたします。

次に、2点目の事故についての御説明になります。説明会で「側道は一方通行でなく、事故も多い」とありましたので、警察の方に確認したところ、バイクの物損事故が1件、人身事故はなかったということです。危険な事故が懸念されるような場所だという意図と捉えています。

あと、3点目のC方面への退店経路ですが、側道側になるべく交通が集中しないようにということで、やむを得ず時間によって出口を変えると行った計画に今回しています。こちらに関しては、お客様に事業者からよく周知できるような方法を検討するというので、今回はこのような計画としています。

また、4点目につきましては、引き続き事業者の方に、誘導員の配置については積極的に検討するようにお願いしており、事業者の方も検討していただけるということです。

○大西委員

3点目と4点目については承知いたしました。2点目については、先ほど事故があったと、バイクの物損ということだったと思いますが、住民の方も懸念されている場所でもありますので、十分に注意していただいて、必要に応じて対策をしっかりとっていただければと思います。

○石塚会長

学習塾が近くにあって子供も多く、心配されているコメントも出ておりますが、物損事故は、何かこの構造的なものとか関係があるのか、また学習塾の近くで起こったのか、たまたまのことなのか、その辺は御存じですか。

○事務局

柵や車止めのようなところにぶつかったということなので、側道よりも中央側というか、車道側のほうで起きたものということです。

○石塚会長

たまたまその方の不注意だったということでしょうか。

○事務局

不注意だったと思われます。

○石塚会長

夜、暗いとか、そういうことではないのですか。

○事務局

暗いところではありません。

○石塚会長

真ん中にぶつかるというのは、そのバイクの不注意だったということですね。

○事務局

そのように考えております。

○石塚会長

分かりました。ほかに御質問・御意見はありますか。藤井委員、お願いします。

○藤井委員

内容としましてはおおむね重複するので大変恐縮なのですが、あえて強調という意味でコメントさせていただきたいと思います。ほかの先生方からも御意見等あったと思いますが、付帯事項に、開店後の交通環境について調査を行うことについて入れていただいたのは大変よかったですと思います。特に東側の住民の生活環境に直結するものですので、開店直後のみならず、継続的に注意を払っていただければと思っております。また、横浜市としても同様に、地域の交通環境に悪影響がないか、今後とも本件について留意、注意していただければと思っております。特に、才原先生もおっしゃいましたが、開けてみないと分からないというところがありますので、継続的な意識を払っていただければと思います。

○事務局

引き続き、開店してからも対応について注意を払っていただくよう、事業者へも伝えていきます。

○石塚会長

ほかに御質問・御意見はありますか。大丈夫ですか。先ほど大西委員から御提案がありました付帯事項の1点目の「来店車両」に「来退店車両」と「退」を入れるかどうかで、入れたほうがいいのかと思います。いかがですか。

○事務局

3つ目の付帯事項で駐車場の出入口の安全対策と記載していますが、安全面に関して御意見もありましたので、周辺の道路環境を踏まえ、「来退店車両」と修正することとしたいと思います。

○石塚会長

あとは大丈夫ですか。それでは、「(仮称)イオンスタイル高田西」の法第5条第1項に基づく届出について、審議会の答申として、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当とし、なお、以下について付帯事項といたします。

「開店後の交通環境について調査を行い、その結果を報告してください。店舗周辺の道路環境を踏まえ、来退店車両に対し歩行者への安全配慮を周知するとともに、交通渋滞等が生じる場合は、交通誘導員の配置など必要な対策を講じてください。」2点目として、「店舗周辺には多くの住宅が立地しているた

め、来退店車両が住宅地に進入、通過することで生活環境が悪化することがないよう、必要な対策を講じてください。」3点目として、「開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

ということで、よろしいでしょうか。

(了承)

○石塚会長

御承認いただいた通知案の内容をもって、会長名で横浜市長宛てに答申いたします。

本日の審議事項は以上となります。なお、審議会閉会後の事務手続の中で、てにをはの修正など、事務局から答申書について確認する必要が生じた際には、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(了承)

○石塚会長

ありがとうございました。

2 その他（報告）

住民等から意見書等の提出がない変更届出の処理状況について

○石塚会長

では、次に議題2、その他、報告事項の住民等から意見書等の提出がない変更届出の処理状況について、説明をお願いいたします。

○事務局

資料2の「住民等から意見書等の提出がない変更届出一覧」を御覧ください。これらは、変更届出に対し住民の方々や庁内関係課より意見がなく、審議会の委員の皆様個別に御確認いただき処理した案件です。前回審議会以降に処理した案件は2件です。東戸塚西ロプラザとオルトモールの2件で、変更内容については記載のとおりで、店舗面積や開店・閉店時刻、利用実態を踏まえた駐車場や駐輪場の台数の変更等です。いずれも本市意見なしとして事業者へ通知いたしました。報告事項の説明は以上となります。

○石塚会長

ただいまの件について御質問などございましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

閉 会

○石塚会長

それでは、これをもちまして、令和5年度第5回横浜大規模小売店舗立地

	審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。
	1 資料 ・資料1 「(仮称)イオンスタイル高田西」新設計画について ・資料2 住民等から意見書等の提出がない変更届出の処理状況について